

令和8年度 带状疱疹ワクチン予防接種対象者

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和36年4月2日生 ~ 昭和37年4月1日生
70歳となる方	昭和31年4月2日生 ~ 昭和32年4月1日生
75歳となる方	昭和26年4月2日生 ~ 昭和27年4月1日生
80歳となる方	昭和21年4月2日生 ~ 昭和22年4月1日生
85歳となる方	昭和16年4月2日生 ~ 昭和17年4月1日生
90歳となる方	昭和11年4月2日生 ~ 昭和12年4月1日生
95歳となる方	昭和 6年4月2日生 ~ 昭和 7年4月1日生
100歳となる方	大正15年4月2日生 ~ 昭和 2年4月1日生

<令和8年3月31日より前の接種の取り扱い>

令和7年度までに带状疱疹ワクチンを接種した人は定期予防接種の対象者に該当しません。

※医師が必要と認めた時は接種対象に該当する場合があります

带状疱疹ワクチンとは

水痘带状疱疹ウイルスに初感染(いわゆる『水ぼうそう』)後、生涯にわたって神経に潜伏感染しているウイルスが、加齢、疲労、免疫抑制状態などの免疫力低下によって再活性化して起こる病態。

带状疱疹ワクチンの接種後には副反応が生じることがあります

带状疱疹ワクチンの接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状(痛み、赤み、腫れなど)筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンにおいては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合(健康被害)は、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。制度の利用を申し込むときは、お住まいの市町村にご相談ください。(制度を利用するためには一定の条件があります)

※詳細は、厚生労働省HPをごらんください。「予防接種救済制度」で検索できます。

医療機関	電話番号	取り扱いワクチン
瀬戸内町へき地診療所	0997-72-3211	不活化ワクチン・生ワクチン
南大島診療所	0997-72-0107	不活化ワクチン・生ワクチン
瀬戸内徳洲会病院	0997-73-1111	不活化ワクチン
かけろまぐるぐるクリニック	0997-75-0690	生ワクチン